

令和7年第9回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和7年9月11日（木曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 5号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
- 第 4 報告第 6号 放棄した私債権の報告について
- 第 5 議案第64号 羽幌町議会議員及び羽幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第65号 羽幌町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第66号 羽幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第67号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 9 議案第68号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第10 議案第69号 北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第11 議案第70号 令和7年度羽幌町一般会計補正予算（第5号）
- 第12 議案第71号 令和7年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第72号 令和7年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第73号 令和7年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第74号 令和7年度羽幌町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第75号 令和7年度羽幌町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第17 同意第 1号 羽幌町教育委員会委員の任命について
- 第18 認定第 1号 令和6年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第 2号 令和6年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第 3号 令和6年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第 4号 令和6年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第 5号 令和6年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 認定第 6号 令和6年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 第24 認定第 7号 令和6年度羽幌町水道事業剩余金の処分及び決算認定について
第25 認定第 8号 令和6年度羽幌町下水道事業剩余金の処分及び決算認定について
第26 発議第 7号 羽幌町各会計決算特別委員会の設置並びに委員の選任について

○出席議員（10名）

1番 佐藤 満君	2番 金木直文君
3番 阿部和也君	4番 逢坂照雄君
5番 村上雄也君	6番 小寺光一君
8番 舟見俊明君	9番 工藤正幸君
10番 平山美知子君	11番 村田定人君

○欠席議員（1名）

7番 磯野直君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	森淳君
副町長	三浦義之君
教育長	濱野孝君
監査委員	熊木良美君
農業委員会会長	入江雄治君
会計管理者	豊島明彦君
総務課長	伊藤雅紀君
総務課主幹	村上達君
総務課総務係長	逢坂信吾君
総務課情報管理係長	和田広夢君
地域振興課長	飯作昌巳君
地域振興課政策推進係長	山田太志君
デジタル推進課長	竹内雅彦君
財務課長	清水聰志君
財務課主幹	門間憲一君
財務課税務係長	近藤優樹君
町民課長	大平良治君
福祉課長	高橋伸君
福祉課社会福祉係長	高本勇一君

福祉課子ども係長	高 橋 司 君
福祉課 国保医療年金係長	齊 藤 悠 理 君
健康支援課長	棟 方 富 輝 君
建設課長	酒 井 峰 高 君
建設課主任技師	笛 浪 滿 君
上下水道課長	渡 辺 博 樹 君
上下水道課長補佐	熊 谷 裕 治 君
上下水道課業務係長	小 笠 原 聰 君
農林水産課長	敦 賀 哲 也 君
農林水産課長補佐	杉 野 浩 君
商工観光課長	三 上 敏 文 君
商工観光課長補佐	木 村 謙 彦 君
商工観光課 觀光振興係長	小 笠 原 悠 太 君
商工観光課 商工労働係長	廣 谷 將 大 君
天壳支所長	大 西 將 樹 君
焼尻支所長	藤 井 延 佳 君
学校管理課長	葛 西 健 二 君
学校管理課長補佐 兼学校給食センター所長	佐々木 慎 也 君
社会教育課長 兼公民館長	宮 崎 寧 大 君
社会教育課主幹	木 村 康 治 君
社会教育課 体育振興係長	藤 田 俊 悟 君
社会教育課 体育振興係主査	近 藤 健 弘 君
監査室長	木 村 和 美 君
農業委員会 事務局長	敦 賀 哲 也 君
選挙管理委員会 事務局長	伊 藤 雅 紀 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鈴 木 繁 君
総務係長	鳴 元 貴 史 君

書 記 逢 坂 信 吾 君

◎開議の宣告

○議長（村田定人君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

3番 阿部和也君 4番 逢坂照雄君
を指名します。

◎諸般の報告

○議長（村田定人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席届出は7番、磯野直君であります。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第5号

○議長（村田定人君） 日程第3、報告第5号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、清水聰志君。

○財務課長（清水聰志君） ただいま上程されました報告第5号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を次のとおり報告し、承認を求めるものであります。

令和7年9月10日提出、羽幌町長。

1番、財政の健全化判断比率でありますが、①、実質赤字比率につきましては一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率となります、当町は黒字でありますので、数値は出ないこととなります。

②、連結実質赤字比率につきましては、全会計を対象とした実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率となります、これについても黒字でありますので、数値は出ないことになります。

③、実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及びこれに準ず

る償還金の標準財政規模に対する比率の直近3年度の平均値となりますが、9.3%となっており、早期健全化基準の25%を下回っております。

④、将来負担比率につきましては、一般会計等の借入金や将来支出の可能性がある負担等の現在高の程度を指標化したものであります、基金等の充当可能財源が将来負担する見込額を上回ったことから、数値は出ないこととなります。

このように財政の健全化判断比率は、いずれも基準を下回っており、財政状態は健全であることを表しております。

2番、公営企業会計に係る資金不足比率につきましては、①、水道事業会計、②、下水道事業会計、③、簡易水道事業特別会計、④、港湾上屋事業特別会計、いずれも資金不足ではなく、健全な経営状態であることを表しております。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査を終えておりますので、別紙のとおり報告書を添付しております。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから報告第5号について質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第5号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第6号

○議長（村田定人君） 日程第4、報告第6号 放棄した私債権の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） ただいま上程されました報告第6号 放棄した私債権の報告についてご説明申し上げます。

羽幌町私債権の管理に関する条例第4条第1号の規定により、別紙調書のとおり町の私債権を放棄したので、第5条の規定により報告するものであります。

令和7年9月10日提出、羽幌町長。

内容をご説明いたします。次のページの調書を御覧ください。債権の名称は公営住宅使

用料であり、放棄した債権の額は66万2,132円、件数は2件であります。放棄した事由につきましては、債務者が生活保護を受給したことから強制執行停止としておりましたが、消滅時効に係る時効期間が経過したため放棄したものであります。

以上をもちまして内容の報告とさせていただきます。

○議長（村田定人君） これから報告第6号について質疑を行います。

9番、工藤正幸君。

○9番（工藤正幸君） 公営住宅の家賃の不払いということなのですけれども、ここに債務者が生活保護を受給しということが書かれているのですけれども、生活保護を受給した方の家賃はどのような徴収になっているのでしょうか。

○議長（村田定人君） 町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） お答えいたします。

生活保護になられた方の家賃につきましては、なってからの分は保護費のほうでその分住宅の家賃というのは認められているのですけれども、過年度の部分までは出てきませんので、なってからの分は入っているという形になっております。

○議長（村田定人君） 9番、工藤正幸君。

○9番（工藤正幸君） そうすると、保護を受けた段階からはもらっているけれども、その前に不払いがあったということですか。これは2件になっているけれども、その不払いの期間は金額がここにあるからおよそ分かるのだけれども、その間の対応はきちっとなされていたのでしょうか。

○議長（村田定人君） 町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） お答えいたします。

基本的には、滞納になられた方につきましては折衝を行って納めていただくような形で話はしていくのですけれども、なかなか納めていただけない形で残ったものというふうに捉えております。

○議長（村田定人君） 9番、工藤正幸君。

○9番（工藤正幸君） そのいただけない場合の例えば何か月からえなくてあれした場合には、いつかの段階で退去をお願いするという、そういう取決めはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（村田定人君） 町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） お答えいたします。

基本的には3か月以上滞納された方につきましては、退去の勧告等は行うのですけれども、この2件につきましてはそこまでは行っていなかったというふうに捉えております。

○議長（村田定人君） 9番、工藤正幸君。

○9番（工藤正幸君） そういうことであれば、そういう決まり事があるのでしたら、今後その中で判断して通告して、要するに町がいただけないこういうものはなくさなければいけないと思うので、その辺をちょっとやってもらいたいと思います。

○議長（村田定人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

本案は、条例に基づく権利の放棄であるため承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

◎議案第64号

○議長（村田定人君） 日程第5、議案第64号 羽幌町議会議員及び羽幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤雅紀君。

○総務課長（伊藤雅紀君） ただいま上程されました議案第64号 羽幌町議会議員及び羽幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和7年9月10日提出、羽幌町長。

提案の理由ですが、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正に伴い、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられ、当該法令の内容に準拠している本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

改正の内容ですが、別紙でお配りしております新旧対照表に基づき説明させていただきます。

1ページを御覧ください。まず、第8条の改正は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続について規定しておりますが、1枚当たりの作成単価を7円73銭から8円38銭に改めるものであります。

次に、第11条の改正は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続について規定しておりますが、1枚当たりの作成単価を算定するための基準となる額のうち541円31銭を586円88銭に改めるものでございます。

2ページを御覧ください。最後に附則ですが、本条例の施行期日は、公布の日としております。

以上が本条例の改正内容であります。なお、改正文の朗読については、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第64号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号 羽幌町議会議員及び羽幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号～議案第66号

○議長（村田定人君） 日程第6、議案第65号 羽幌町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第66号 羽幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、以上2件を関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤雅紀君。

○総務課長（伊藤雅紀君） ただいま上程されました議案第65号及び議案第66号について関連がありますので、2件を一括して提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

初めに、今回の改正は令和6年8月8日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目が明らかにされ、このうち仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等及び育児時間の取得パターンの多様化等については民間労働法制の施行から遅れることなく実施することとされており、本町においても地方公務員法の趣旨に沿い、同様に対応するものであります。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。初めに、議案第65号 羽幌町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

令和7年9月10日提出、羽幌町長。

提案の理由ですが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行による人事院規則等の一部改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について、本条例における規定の整備を行うとともに、併せて条文の整理を行うため、改正しようとするものであります。

改正の内容ですが、別紙でお配りしております議案説明資料に基づき説明させていただきます。

資料1ページを御覧ください。まず、改正趣旨ですが、本改正は妊娠、出産、育児期にある職員が仕事と家庭を両立しながら安心して働き続けられる職場環境を整備することを目的とするものであり、職業生活と家庭生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バ

ランスの実現を図るためのものであります。

次に、改正概要であります。主として2点あります。まず、1として妊娠、出産に関する申出を行った職員への支援措置の義務化であります。職員本人、または配偶者の妊娠、出産に関する申出があった場合には、出生時両立支援制度など仕事と育児の両立を支援する制度の情報を提供すること、制度を利用するかどうか、またその希望時期などについて意向を確認すること、出産後の子の状況や家庭の事情などから生じ得る両立に当たっての課題を確認すること、その確認した意向に基づき配慮を実施すること、これら4つの事項を義務づけるものであります。

次に、2として3歳未満の子を養育する職員への支援措置の義務化であります。この措置では、該当する職員に対し、育児期両立支援制度など仕事と育児の両立を支援する制度の情報を提供すること、育児の状況や必要な制度の利用についての意向を確認すること、育児や家庭の事情による両立に当たっての課題を確認すること、その確認した意向に基づき配慮を実施すること、以上の事項を一定期間内に行うことを義務づける内容となっております。

次に、3、その他改正の説明は省略させていただきまして、附則であります。本条例の施行期日は令和7年10月1日といたしますが、3歳未満の子を養育する職員への支援措置については施行日前から実施も可能とする経過措置を設けております。

以上が本条例の改正内容であります。なお、改正文の朗読についてはただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

議案書にお戻りください。続いて、議案第66号 羽幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

令和7年9月10日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、育児時間の取得パターンの多様化等について、本条例における規定の整備を行うとともに、併せて条文の整理を行うため、改正しようとするものであります。

改正の内容であります。議案説明資料に基づき説明させていただきます。

6ページを御覧ください。まず、改正趣旨であります。本改正は職員の多様な育児ニーズに対応し、仕事と子育ての両立をより柔軟に支援するため、育児時間制度の選択肢を拡充するものであります。

次に、改正概要であります。主として5点あります。まず、1として現行制度では1日につき2時間を上限とする第1号育児時間のみが認められておりますが、これに加え年間で10日相当の時間数を上限として1日当たりの上限なく取得できる第2号育児時間を新たに追加するものであります。これにより短期間に集中して育児支援が必要なケースにも対応可能となるものであります。

次に、2、育児時間の請求単位期間については、毎年4月1日から翌年3月31日まで

の1年間とし、期間内で第1号、または第2号のどちらか一方を選択して取得できるものであります。

また、3として、第1号育児時間の運用についても見直し、これまで勤務時間の始め、または終わりのみ承認を可能としていた運用を廃止し、勤務時間中に柔軟に取得できるよういたします。

次に、4、第2号育児時間の上限と取得単位については、常勤職員は年間77時間30分、非常勤職員は1日当たりの勤務時間に10を乗じた時間とし、取得単位は原則1時間とするものであります。

また、5として配偶者の負傷、または疾病による入院や別居、その他予測困難な事実が発生した場合には申出内容の変更を認める柔軟な対応も併せて講じるものであります。

次に、6、その他改正の説明は省略させていただきまして、附則であります。本条例の施行期日は、令和7年10月1日といたします。

また、円滑な制度移行のための経過措置として、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの6か月間については第2号育児時間の上限を常勤職員は38時間45分、非常勤職員は1日当たりの勤務時間に5を乗じた時間とするものであります。

以上が本条例の改正内容であります。なお、改正文の朗読についてはただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

以上、議案第65号及び議案第66号の説明であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第65号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号 羽幌町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 羽幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号 羽幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号～議案第69号

○議長（村田定人君） 日程第8、議案第67号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第9、議案第68号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第10、議案第69号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、以上3件を関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤雅紀君。

○総務課長（伊藤雅紀君） ただいま上程されました議案第67号から議案第69号について関連がありますので、3件を一括して提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

初めに、議案第67号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和7年9月10日提出、羽幌町長。

提案の理由ですが、この組合は本町も加入しております非常勤職員等に対する公務災害補償の事務を行っている組合であり、当該組合規約の一部変更について協議がありましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更の内容ですが、別紙でお配りしております議案説明資料（一部事務組合規約変更新旧対照表）に基づき説明させていただきます。

資料2ページを御覧ください。別表第1としてこの組合を組織する地方公共団体を、別表第2として共同処理する団体を記載しておりますが、下線のある江差町・上ノ国町学校給食組合を削り、併せて別表第1の左の欄にあります檜山振興局内の団体数11を10に改めるものであります。

次に、この規約の附則ですが、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行すると規定しております。

以上が本規約の変更内容であります。なお、改正文の朗読についてはただいまの説明を

もちまして省略させていただきます。

議案書にお戻りください。続いて、議案第68号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

令和7年9月10日提出、羽幌町長。

提案の理由でありますが、この組合は本町も加入しております職員の退職手当の支給に関する事務を行っている組合であり、当該組合規約の一部変更について協議がありましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更の内容でありますが、議案説明資料3ページを御覧ください。別表の（2）として、この組合を組織する一部事務組合及び広域連合を記載しておりますが、下線のある江差町・上ノ国町学校給食組合を削るものであります。

次に、この規約の附則でありますが、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行すると規定しております。

以上が本規約の変更内容であります。なお、改正文の朗読については、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

議案書にお戻りください。続いて、議案第69号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

令和7年9月10日提出、羽幌町長。

提案の理由でありますが、この組合は本町も加入しております町村議会議員に対する公務災害補償の事務を行っている組合であり、当該組合規約の一部変更について協議がありましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更の内容でありますが、議案説明資料4ページを御覧ください。別表第1として、この組合を組織する町村、一部事務組合及び広域連合を記載しておりますが、下線のある江差町・上ノ国町学校給食組合を削るものであります。

次に、この規約の附則でありますが、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行すると規定しております。

以上が本規約の変更内容であります。なお、改正文の朗読については、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

以上、議案第67号から議案第69号の説明であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第67号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号 北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第70号～議案第75号

○議長（村田定人君） 日程第11、議案第70号 令和7年度羽幌町一般会計補正予算

(第5号)、日程第12、議案第71号 令和7年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、日程第13、議案第72号 令和7年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、日程第14、議案第73号 令和7年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)、日程第15、議案第74号 令和7年度羽幌町水道事業会計補正予算(第1号)、日程第16、議案第75号 令和7年度羽幌町下水道事業会計補正予算(第2号)、以上6件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長(森 淳君) ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、一般会計について既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億4万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ83億3,755万4,000円とするものであります。

補正をいたします主な内容を申し上げます。4ページの第2表、債務負担行為補正であります、追加の診療看護師研究資金等貸与は、同条例に基づき貸与決定した額のうち次年度以降の貸与額について設定するものであり、市街地区学校給食調理業務委託事業は令和8年4月から委託業務を開始するに当たり、本年度中に契約を締結し、準備を進める必要があるため設定するものであります。

変更の2件は、利子補給率を変更するとともに、漁業近代化資金利子補給については補給期間も延長するものであります。

次に、歳出でありますが、2款総務費、自治振興費において空き家対策補助金784万4,000円の増額は、申請件数が当初の予定件数を超過する見込みのため、不足する額を補正するものであります。

次に、6款農林水産業費、農業振興費において畠地化促進事業補助金574万2,000円の増額は、当該事業の支援対象となった農用地が土地改良区の地区除外対象となることにより発生する決済金を補助するものであり、財源につきましては全額道支出金で賄われるものであります。

同じく農地利用効率化等支援交付金272万7,000円の増額は、羽幌町地域計画に位置づけられた農業担い手、農業用機械導入等に対し、その費用の一部を助成するものであります、財源につきましては全額道支出金で賄われるものであります。

次に、10款教育費、中学校費の学校管理費において焼尻中学校施設管理事業1,141万8,000円の増額は、老朽化した焼尻中学校校舎の改修工事を実施するため設計業務を実施するものであります。

次に、11款災害復旧費、土木施設災害復旧費において災害復旧工事請負費441万1,000円の増額は、発注済みである二股沢川災害復旧事業に関する町単独工事において使用資材の増等に伴い契約変更が生じるほか、同河川において小規模な河川崩落等が一部発

生したことに伴い、その補修等を実施するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金、道支出金及び諸収入の増減により 6 9 6 万 4, 0 0 0 円を増額するほか、不足する額につきましては前年度繰越金 8, 2 7 8 万 5, 0 0 0 円及び財政調整基金繰入金 1, 0 2 9 万 8, 0 0 0 円を充てております。

以上で一般会計を終わり、続いて国民健康保険事業特別会計の補正につきましてご説明を申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 7 3 9 万 8, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 1, 3 3 9 万 8, 0 0 0 円とするものであります。

補正をいたします内容は歳出の 1 款総務費、一般管理費において職員人件費 7 3 9 万 8, 0 0 0 円の増額は、職員の異動により人件費を増額するものであり、財源につきましては一般会計繰入金を充てております。

次に、5 款諸支出金につきましては、令和 6 年度保険給付費等交付金の額確定により北海道に 4 1 万 9, 0 0 0 円の返還金が生じたため、国民健康保険給付費等支払い準備基金への積立金を減額し、それに充てるものであります。

続いて、介護保険事業特別会計の補正につきましてご説明を申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 3, 7 9 4 万 2, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 億 3, 2 9 4 万 2, 0 0 0 円とするものであります。

補正をいたします内容は保険事業勘定の歳出、5 款基金積立金において介護給付費等準備基金積立金 1, 3 5 8 万 8, 0 0 0 円の増額は、前年度における剩余額から給付費等返還額を差し引いた額を基金へ積み立てるものであります。

次に、6 款諸支出金、償還金及び還付加算金において償還金利子及び割引料 2, 4 3 5 万 4, 0 0 0 円の増額は、前年度分介護給付費等の確定に伴い、公費負担分の返還金を増額するものであります。

歳入につきましては、前年度繰越金を充てております。

続いて、簡易水道事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 1 1 6 万 6, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 1 1 6 万 6, 0 0 0 円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出の 1 款簡易水道費、水道維持費において焼尻簡易水道施設設備改修事業 1 1 6 万 6, 0 0 0 円の増額は、監視装置の無停電電源装置が故障したため更新整備をするものであり、財源につきましては一般会計繰入金を充てております。

続いて、水道事業会計の補正につきましてご説明申し上げます。収益的収入及び支出において、支出、第 1 款水道事業費用、第 1 項営業費用 8 3 万 1, 0 0 0 円の増額は、人事異動等に伴う職員手当及び共済費、共済組合負担金の負担率確定による増額で、総額を 2 億 2, 5 0 8 万 3, 0 0 0 円とするものであります。なお、資本的収支について補正はございません。

続いて、下水道事業会計の補正につきましてご説明申し上げます。収益的収入及び支出において、収入の第 1 款下水道事業収益、第 2 項営業外収益 1 5 万 6, 0 0 0 円の増額は、

この後説明させていただきます収益的支出の増額に伴い町補助金を増額するもので、総額を3億8, 388万6, 000円とするものであります。

支出、第1款下水道事業費用、第1項営業費用15万6, 000円の増額は、共済組合負担金の負担率確定による増額で、総額を3億9, 459万2, 000円とするものであります。なお、資本的収支については補正はございません。

以上が今回補正をいたします予算の主な内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（村田定人君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、清水聰志君。

○財務課長（清水聰志君） それでは、私から内容をご説明いたします。

一般会計の4ページをお開き願います。第3表、地方債補正でありますが、過疎対策事業債の一部及び辺地対策事業債の償還期間等が拡充されたため、教員住宅改修事業債及び天売複合化施設建設事業債に係る償還の方法について内容を変更するものであります。

11ページをお開き願います。2款総務費、一般管理費において職員住宅補修事業34万4, 000円の増額は、天売職員住宅の給湯器が故障したため取替え修繕するものであります。

同じく財産管理費において財政調整基金積立金4, 139万3, 000円の増額は、地方財政法の規定に基づき、令和6年度決算剰余金の2分の1を下らない額を積み立てるものであります。

12ページをお開き願います。3款民生費、社会福祉費において障がい者自立支援事業1, 258万2, 000円及び障がい児通所給付事業147万5, 000円、児童福祉費において子育て支援対策事業82万3, 000円、13ページの4款衛生費、健康センター運営費においてがん検診等推進事業3万円及び風疹追加的対策事業12万円の増額は、各事業に係る前年度国庫支出金及び道支出金の額確定による返還金であります。

同じく新型コロナウイルスワクチン定期接種事業の財源更正は、国庫補助金の廃止により国庫支出金664万円を減額し、被接種者の自己負担金320万円及び一般財源344万円を増額するものであります。

14ページをお開き願います。6款農林水産業費、農業振興費において農地利用効率化等支援交付金272万7, 000円の増額は、羽幌町地域計画に位置づけられた農業担い手の農業用機械導入等に対し、その費用の一部を助成するものであり、財源につきましては全額道支出金で賄われるものであります。

同じく農地費において基幹水利施設管理事業89万1, 000円の増額は、羽幌二股ダムの電柱が大雪によりゆがんだため、立て替えるものであります。

15ページを御覧願います。7款商工費、商工振興費において食品衛生協会負担金11万6, 000円の増額は、食品衛生法の改正により運営が厳しくなった留萌地方食品衛生協会を存続してもらう必要があるため、増毛町から初山別まで協会管内6市町村で運営費

の一部を負担するものであります。

次に、8款土木費、土木管理費において土木管理業務経費17万6,000円の増額は、技術系職員を対象とした会計検査研修の受講に係る旅費であり、財源につきましては本研修の受講要請元である一般財団法人からの負担金で賄われるものであります。

16ページをお開き願います。10款教育費、事務局費においてGIGAスクール運営事業の財源更正は、羽幌小学校の電子黒板購入に対し、新しい地方経済・生活環境創生交付金について事業費の2分の1に相当する31万6,000円の交付決定を受けたため、一般財源を減額し、国庫支出金を増額するものであります。

17ページを御覧願います。同じく社会教育費において社会教育施設管理事業66万9,000円の増額は、焼尻郷土館の間柱及び内壁の一部が雪によって破損したため修繕するものであります。

同じく公民館費において公民館施設管理事業56万6,000円の増額は、公民館内に設置されており、低濃度P.C.Bの分析検査対象になっている変圧器及び高圧コンデンサについて検査を実施するとともにコンデンサを更新するものであります。

18ページをお開き願います。13款諸支出金、職員給与費において会計年度任用職員人件費（教育費分）の財源更正は、継続任用を予定していた部活動指導員が前年度末で退職し、本年度の部活動指導員配置促進事業補助金の申請期限において新たな任用見込みが立たないことから、道支出金47万7,000円を減額し、一般財源を増額するものであります。

以上が一般会計の補正内容でありますが、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の補正内容につきましては、町長からの提案理由をもちまして説明は省略をさせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第70号 令和7年度羽幌町一般会計補正予算（第5号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

9番、工藤正幸君。

○9番（工藤正幸君） 11ページの空き家対策事業の補正なのですが、784万4,000円、これは申請が予定の予算額より増えたからという説明でありますけれども、この事業は改修と解体があるのですが、どちらがどのように多くてこういう状況になったのか、ちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（村田定人君） 町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） お答えいたします。

補正につきましては、実際の実績プラス今後の見込みを合わせたときに当初予算、これが不足するという見込みになりましたので、補正をさせていただいたというふうにまずは追加でご説明させていただきたいと思います。

実績につきましては、これ補正予算上げたときなのですけれども、8月上旬で改修につきましては5件で、解体については21件の補助金の交付申請になっておりまして、その分を決定しているという形になっております。

○議長（村田定人君） 9番、工藤正幸君。

○9番（工藤正幸君） 今の説明では、これからこのぐらいになるだろうという予算の下という説明がありました。これからということは、そういう例えれば解体の作業ができる、要するに雪が降らない時期までの予算ということでしょうか。

○議長（村田定人君） 町民課長、大平良治君。

○町民課長（大平良治君） お答えいたします。

補正に合わせて町内で解体ですとか、改修の実績のある事業者のはうに直接こちらのはうから確認をさせていただいて、基本的には年度内に予定している確実な部分をまず教えてほしいということで、そこの部分でいきますと改修で2件、解体で15件が見込まれるという形で確認をしております。ただ、これ以外も追加で出た場合にまた予算が足りなくなる可能性もありますし、聞いたところ冬場でもやる可能性のある解体があるという話も聞いておりますので、その部分若干3件ほど予備という形で追加させていただいて、トータルで20件分を予算化、追加でさせていただいております。

○議長（村田定人君） 9番、工藤正幸君。

○9番（工藤正幸君） 分かりました。

この事業は例えなのですけれども、老朽化してもう崩れそうな建物もあると思うので、できるだけ町の景観としてもきちんと解体して平地にすると、またその土地がどなたかに売れて何かの活用ということにもつながりますので、町の状況を考えると補正を組んででもやっていただきたいという気持ちありましたので、とてもよかったです。よろしくお願いします。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） ちょっと確認したいのですけれども、4ページです。

第2表の債務負担行為補正の追加で、来年度から給食調理業務の委託ということで債務負担行為を起こすということで、これの4,682万円の算定と、それからこれまで羽幌町で当然自前で給食は6年度も今7年度もやっていますけれども、その比較はどの程度なのか、その辺をちょっと教えていただきたい。算定基準というか、この4,600万を業務委託するという市街地区、離島は自前で従来どおりやると思うのですけれども、その辺の経過をちょっとご説明いただければと思います。

○議長（村田定人君） 学校給食センター所長、佐々木慎也君。

○学校給食センター所長（佐々木慎也君） お答えします。

予算の関係ですけれども、こちら今後契約が控えているということで詳細はここでは答えられませんけれども、来年度想定する食数としては児童・生徒を含めて355というところで考えています。その結果で算定した数値というふうになります。

それから、昨年までの給食費との比較ということですけれども、現在今比較として令和8年度、来年度現行の給食費事業として続けた場合9,400万程度の事業費というふうに見込んでおりまして、それが調理委託することによって5,200万円まで減額されるというようなことで見込んでおります。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） ありがとうございます。

業務委託することによって羽幌町の負担というか、そういう部分については減るという今の説明だったと思うのですけれども、地元の業者今まで例えば使われていたと思うのですけれども、その辺の絡みも当然、働いている方も従業員もそうですけれども、そういう部分については関係ない部分なのだけれども、そういう単純に食費だけの、給食費だけの4,600万という考え方で事を進めているのではないかとも思うのですけれども、地元の食材費というのは全くその辺は加味していないと、もう委託したらそのまま委託業者にお願いするという形を取るということで、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（村田定人君） 学校給食センター所長、佐々木慎也君。

○学校給食センター所長（佐々木慎也君） お答えします。

これまで地元の食材は使用してきておりますので、委託することになったとしても事業者にはできるだけ地元の食材を使っていただけるよう、そういった形で契約のほうに取り組んでいきたいというふうには今のところ考えております。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 同じく債務負担行為の給食調理業務委託事業についてです。

6月19日に文教厚生常任委員会で比較ですか、今後の対応、メリット、デメリットもご説明いただいたのですけれども、その当時の資料でいうと調理業務委託後の金額が6,261万5,000円ということになっていて、きっとこれは施設の維持管理も含めた令和8年度これぐらいかかるだろうという数字だと思うのです。今回4,682万円ということは、あくまでも業者に支払う金額で、これがもう決定の金額なのでしょうか。それとも、下がったりですとか、追加でこれから上がってくるとか、1年間この4,600万で契約ができるということでの債務負担行為なのか確認したいと思います。

○議長（村田定人君） 学校給食センター所長、佐々木慎也君。

○学校給食センター所長（佐々木慎也君） お答えします。

6月の委員会の中での説明での試算と今までの間で見込みというものが少し変わってきてまして、参考とするところの試算、その辺を詰めていく中で委託業者に支払うこととなる委託費の額が少し減額できるのではないかというようなことで当初の説明よりかは1,0

00万程度今下がっているというような状況でございます。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 資料にはその6, 200万の当初かかるであろう、委託後にかかる費用は備品購入とかランニングコストも含むというような、それは現行の給食事業を行ったところに入ってくるのかなとは思うのですけれども、民間の事業なので、例えば令和8年度は4, 600万ですけれども、上げていくとか、そういうようなこともあってしかるべきかなというふうにも思うのですけれども、これは今後どういう契約、単年度契約、もちろんそうですけれども、あくまでも長期で考えて契約していくのか、人数割とかもあるとは思うのですけれども、減っていった場合にどうなるのかとか、その辺の契約がもし今のところ分かっているものがあれば伺いたいと思っています。

○議長（村田定人君） 学校給食センター所長、佐々木慎也君。

○学校給食センター所長（佐々木慎也君） 単価の関係でいきますと、民間企業ということですけれども、その辺については情勢の変化によって今後変更はあるというふうには考えています。こちらの算定の金額ですけれども、羽幌町の市街地区の給食事業の関係で全て備品ですか、そういう部分も含めて計算した金額というふうになっておりますけれども、あとその契約の期間ですけれども、まず来年度につきましては単年のほうで契約をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 理解しました。

委員会のほうでもメリット、特に人件費とか、そういう施設の維持管理に関わる経費が大幅に削減されますとか、人の確保の負担が少なくなるだとかというメリットもお伝えいただいたのですけれども、逆にデメリットとしては栄養教員の配置がなくなるですか、雇用の場の創出ですか、やっぱり1つの、7名なのか、代替さんも入れれば結構な数の方が働いています。自分が懸念するのは、来年3月まで皆さん働いてもらうときに、この中でも町内業者への就職に対する支援を行うということを記載されていますけれども、その方が羽幌町でほかの業者でもしっかりと働けるような支援と説明を十分に行っていただきたいというふうに思います。もしそれに対して何かあればお願いします。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） お答えいたします。

今給食の移行というふうな形でメリット、デメリットというのが当然あります。その中でも今一生懸命頑張って給食を作ってくださっている調理員の皆さんというのが次の職場ということがあります。これについては、調理員の皆さんにずっとご説明をしてきていますけれども、来年度以降の就職先ということについては私どものほうで一生懸命探しまして、そして紹介をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時02分
再開 午前11時02分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） お答えをいたします。

栄養教諭の関係なのですけれども、前常任委員会のときには栄養教諭が配置できなくなるのではないかというふうなお話でご説明をいたしました。その後教育局と北海道教育長とずっと協議をしてきてまして、離島の給食センターというのがうちはあるものですから、その関係で1名の栄養教諭の配置というのがまだ確定ではないのですけれども、できるのではないかというふうな形で今動いております。

○議長（村田定人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号 令和7年度羽幌町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時05分
再開 午前11時15分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第71号 令和7年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号 令和7年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 令和7年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号 令和7年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 令和7年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号 令和7年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 令和7年度羽幌町水道事業会計補正予算（第1号）について収益的収入及び支出ほか一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号 令和7年度羽幌町水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 令和7年度羽幌町下水道事業会計補正予算（第2号）について収益的収入及び支出ほか一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号 令和7年度羽幌町下水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号

○議長（村田定人君） 日程第17、同意第1号 羽幌町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 同意第1号 羽幌町教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苦前郡羽幌町南町31番地の28、氏名、西田千里、生年月日、昭和55年3月17日生まれ、45歳。

現委員であります更科礼子氏が令和7年9月30日付をもちまして任期満了となりますことから、氏の人格、識見の下に教育行政にご尽力をいただきたいと考え、羽幌町教育委員会委員としてご同意賜りたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） これから同意第1号について質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準により省略します。

これから同意第1号を採決します。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 羽幌町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

◎認定第1号～認定第8号、発議第7号

○議長（村田定人君） 日程第18、認定第1号 令和6年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第19、認定第2号 令和6年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、認定第3号 令和6年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、認定第4号 令和6年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、認定第5号 令和6年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、認定第6号 令和6年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、認定第7号 令和6年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、日程第25、認定第8号 令和6年度羽幌町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について、日程第26、発議第7号 羽幌町各会計決算特別委員会の設置並びに委員の選任について、以上9件を一括議題とします。

先に、認定第1号から認定第8号までの提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 令和6年度羽幌町各会計の決算認定をご提案するに当たりまして、その概要を羽幌町各会計決算認定資料に基づきご説明いたします。

一般会計では、歳入決算額75億8,026万9,647円、歳出決算額74億3,869万9,450円、差引き剰余金1億4,157万197円となっております。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。収入の約5割を占める地方交付税は34億6,912万4,000円、前年度対比1億3,160万4,000円、3.9%の増となっており、主に普通交付税に係る子ども・子育て費及び特別交付税に係る緊急防災、減災事業の増加によるものであります。町税は7億2,782万2,000円、前年度対比2,479万3,000円、3.3%の減となっており、定額減税による個人町

民税の減少などが主なものです。国庫支出金は公共土木施設災害復旧事業費負担金などで9, 993万5, 000円の増額、道支出金は畠地化促進事業補助金の減少などで3, 621万1, 000円の減額となっております。歳入決算額では75億8, 027万円となり、前年度対比4億2, 954万5, 000円、6. 0%の増となっております。

次に、歳出であります、主な経費の内容についてご説明いたします。投資的経費で8億5, 784万3, 000円、前年度対比3億1, 762万1, 000円の増となっておりますが、増加したものは総合体育館改修事業、天壳複合化施設建設事業に係る敷地内整備工事、豪雨災害に伴う復旧工事などであります。一方、減少したものは公営住宅建設事業、畠地化促進事業、ハートタウンはぼろ施設管理事業としてガスヒートポンプ更新工事などであります。人件費は11億9, 570万4, 000円、前年度対比9, 405万9, 000円の増、扶助費は4億7, 453万8, 000円、前年度対比8, 245万6, 000円の減、公債費は8億8, 886万8, 000円、前年度対比4, 184万5, 000円の増となっております。歳出決算額では74億3, 869万9, 000円となり、前年度対比4億7, 527万2, 000円の増となっております。

次に、特別会計でありますが、担当課長から説明をさせますので、私からの説明は省略させていただきます。

続きまして、水道事業会計をご説明いたします。収益的収支の収入では、給水人口の減少等による家庭用及び営業用の使用水量の減少が大きく、有収水量が5年度と比較して2. 9%の減となっており、5年度と営業収益を比べますと934万9, 881円の減額となっております。一方、支出では営業費用において人件費の減少等により支出全体で142万3, 500円の減額となり、結果損益計算書では612万3, 331円の純利益が生じたところであります。資本的支出では、導水ポンプ場制御盤等更新工事など建設改良費で2, 967万8, 000円、企業債償還金が6, 191万4, 491円で、支出総額は9, 159万2, 491円となっております。これに対し、収入であります企業債2, 200万円を充てても不足する額6, 959万2, 491円につきましては、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び現年度分消費税資本収支調整額で補填したものであります。

続きまして、下水道事業会計をご説明いたします。令和6年4月1日より下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、特別会計から公営企業会計に移行いたしました。このため、令和6年度は公営企業会計移行後初の決算であり、前年との比較ができない事項があることをご了承願います。収益的収支の収入では約18%が下水道使用料、約52%が他会計補助金である町からの補助金となっております。下水道につきましては、処理区域内人口減少に伴い、年間総処理水量が減少している状況にあります。一方、支出では約57%を減価償却費、約22%を処理場費が占めております。損益計算書では収益の合計が3億8, 375万1, 300円、費用の合計が3億6, 138万4, 946円となり、結果損益計算書では2, 236万6, 336円の純利益が生じたところであります。資本的支出では、羽幌港第2排水区管渠布設替工事など建設改良費で3, 511万2, 000

円、企業債償還金が1億8,514万9,500円で、支出総額は2億2,026万1,500円となっております。これに対し、収入であります企業債810万円、他会計出資金1億1,248万6,649円、国庫補助金883万3,000円、負担金4万5,930円を充てても不足する額9,079万5,921円につきましては当年度損益勘定留保資金で補填したものであります。

次に、普通会計の財政指標等の状況についてご説明いたします。まず、財政構造の弾力性を示します経常収支比率は86.9%、前年度より3.8ポイント上昇しており、経常的支出における補助費等及び投資及び出資金、貸付金の増加や経常特定財源における財産収入の減少等が主な要因であります。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率につきましては本定例会に報告しているとおりであります、実質公債費比率については9.3%、他の比率については数値が出ないなど、いずれも早期健全化基準を下回っており、財政状況は健全であることを表しているものであります。

以上、令和6年度各会計の決算概要をご説明いたしましたが、内閣府の月例経済報告によりますと、景気は米国の通商政策等による影響が一部に見られるものの穏やかに回復しているとされていますが、物価上昇継続が個人消費に及ぼす影響なども景気を下押しするリスクとなっており、地方経済は依然として厳しい状況が続いていることから、地域経済の活性化や多様化する住民ニーズにも的確に対応できるよう財源の確保に努め、町民の皆様にとって住みやすく、未来に希望が持てる町となるよう効果的な行財政運営を推進してまいりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） 次に、発議第7号の提案理由は、令和6年度羽幌町各会計の決算を審査するため特別委員会を設置しようとするものであります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております認定第1号から認定第8号については、発議第7号により、羽幌町議会委員会条例第4条の規定に基づき、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計決算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は全員の議員をもって構成する羽幌町各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時33分
再開 午前11時33分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に10番、平山美知子君、副委員長に3番、阿部和也君と決定したので、報告いたします。

◎休会の議決

○議長（村田定人君） お諮りします。

各会計決算特別委員会の決算審査のため、これから9月12日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、これから9月12日まで休会することに決定しました。

ただし、会議規則第10条第3項の規定により、休会中であっても決算特別委員会終了次第本会議を開きます。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。休会して各会計決算特別委員会を開会いたします。各会計決算特別委員会の審議状況に応じて、終了後速やかに本会議を再開することといたします。

（午後11時34分）